

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長・国有林野部長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行																						
森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて	森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて																						
1 ～ 4 （略）	1 ～ 4 （略）																						
5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について	5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について																						
(1)・(2) （略）	(1)・(2) （略）																						
(3) 積算方法	(3) 積算方法																						
ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。	ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。																						
(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。	(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。																						
$K = i \cdot P_i + \alpha$	$K = i \cdot P_i + \alpha$																						
ただし、K：現場環境改善に要する費用 (単位：円、1,000 円未満切り捨て)	ただし、K：現場環境改善に要する費用 (単位：円、1,000 円未満切り捨て)																						
i：現場環境改善費率は、 <u>表 5－1</u> による。 (単位：％、小数第 3 位四捨五入 2 位止め)	i：現場環境改善費率は、 <u>表 3－1</u> による。 (単位：％、小数第 3 位四捨五入 2 位止め)																						
P_i ：対象額（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋無償貸付機械等評価額） なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。	P_i ：対象額（直接工事費（処分費等を除く <u>共通仮設費対象分</u> ）＋支給品費 <u>（共通仮設費対象分）</u> ）＋無償貸付機械等評価額） なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。																						
α ：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）	α ：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）																						
表 5－1 現場環境改善費率	表 5－1 現場環境改善費率																						
<table><tr><th rowspan="2">対象額： P_i</th><th colspan="2">現場環境改善費率： i (%)</th></tr><tr><th>大都市市街地</th><th>左記以外</th></tr><tr><td>直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額</td><td>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</td><td>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</td></tr></table>	対象額： P_i	現場環境改善費率： i (%)		大都市市街地	左記以外	直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$	<table><tr><th rowspan="2">対象額： P_i</th><th colspan="2">現場環境改善費率： i (%)</th></tr><tr><th>大都市市街地</th><th>左記以外</th></tr><tr><td>直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 (<u>共通仮設費対象分</u>) ＋ 無償貸付機械等評価額</td><td><table><tr><td><u>5 億円以下</u> の場合</td><td>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</td><td>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</td></tr><tr><td><u>5 億円を超える場合</u></td><td><u>1.73</u></td><td><u>0.71</u></td></tr></table></td><td></td></tr></table>	対象額： P_i	現場環境改善費率： i (%)		大都市市街地	左記以外	直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 (<u>共通仮設費対象分</u>) ＋ 無償貸付機械等評価額	<table><tr><td><u>5 億円以下</u> の場合</td><td>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</td><td>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</td></tr><tr><td><u>5 億円を超える場合</u></td><td><u>1.73</u></td><td><u>0.71</u></td></tr></table>	<u>5 億円以下</u> の場合	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$	<u>5 億円を超える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>	
対象額： P_i		現場環境改善費率： i (%)																					
	大都市市街地	左記以外																					
直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$																					
対象額： P_i	現場環境改善費率： i (%)																						
	大都市市街地	左記以外																					
直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 (<u>共通仮設費対象分</u>) ＋ 無償貸付機械等評価額	<table><tr><td><u>5 億円以下</u> の場合</td><td>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</td><td>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</td></tr><tr><td><u>5 億円を超える場合</u></td><td><u>1.73</u></td><td><u>0.71</u></td></tr></table>	<u>5 億円以下</u> の場合	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$	<u>5 億円を超える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>																
<u>5 億円以下</u> の場合	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$																					
<u>5 億円を超える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>																					
(注) （略）	(注) （略）																						
(イ) 率に計上されるものは、 <u>表 5－2</u> の内容のうち原則として、各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。	(イ) 率に計上されるものは、 <u>表 3－2</u> の内容のうち原則として、各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。																						
また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。	また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。																						
(ウ) 積上げ計上分（ α ）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものと <u>し、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。</u>	(ウ) 積上げ計上分（ α ）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。																						
なお、 <u>熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の 50%を上限とする。</u>																							
(エ)・(オ) （略）	(エ)・(オ) （略）																						
<u>(カ) 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工</u>	(新設)																						

事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
なお、施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

イ （略）

表 5－2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
（略）	（略）
安全関係	（略） （略） （削る。）
（略）	（略）
（略）	（略）

イ （略）

表 5－2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
（略）	（略）
安全関係	（略） （略） <u>・避暑（熱中症予防）・防寒対策</u>
（略）	（略）
（略）	（略）